

# 除 排 雪 業 務 委 託 契 約 書

委託者：\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と、受託者：桜田建設株式会社（以下「乙」という。）は、除排雪業務仕様書（以下「仕様書」という。）に従い除排雪業務委託契約（以下「本契約」という。）を以下の通り締結した。

## 第1条（目的）

甲は、除排雪業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

## 第2条（受託者の義務）

乙は、仕様書により委託の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって業務を履行しなければならない。

## 第3条（委託料の変更）

仕様書に定める委託料は、原則としてその金額を変更することができない。但し、経済界の急激な変動その他やむを得ない事情が生じた場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

## 第4条（使用機材費等）

委託業務に要する一切の費用は、甲が負担する特約を定めた場合を除き費用のすべてを乙の負担とする。

## 第5条（委託業務の確認等）

乙は、委託業務の履行後に、その都度甲に対し報告を行った上、甲の確認を受けなければならない。

- 2 甲は、委託業務の履行状況について随時調査を行うとともに、乙に対し必要な報告を求め、更に支持・監督が行えるものとする。
- 3 甲は、委託業務の履行後に、その都度施設建物と構造物を確認し、除排雪による破損等が認められる場合は、乙に対しその修復を指示することができる。尚、当該破損等の修復に要する費用は、乙の責任と負担によるものとする。

## 第6条（委託料の支払い及び遅滞利息）

乙は、仕様書に定める支払条件に従い、委託料の支払いを甲に請求できる。

- 2 甲は、前項による乙からの適法な委託料の請求があった場合は、仕様書に定める支払条件に従い、委託料を乙に支払わなければならない。

## 第7条（支払の遅滞）

乙は、甲の責めに帰す事由により、前条に定める委託料の支払いが遅滞した場合には、支払日の翌日から起算した支払日までの延滞日数に年3.40%の割合を乗じた遅延利息を甲に請求することができる。

## 第8条（報告の義務）

乙は、次号の場合直ちに甲にその旨を報告するとともに、当該処理について甲の指示に従うものとする。

- ① 乙において、仕様書に定める以外の方法で委託業務を処理することが必要と認められる場合。
- ② 乙において、委託業務に付随して実施することが必要と認められる業務がある場合。

## 第9条（損害賠償）

乙又は乙の従業員は、委託業務の履行にあたり、甲（甲の従業員を含む）又は第三者に対し損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

## 第10条（従業員等）

乙は、委託業務の履行にあたり、乙の従業員の中から主任者を定め、当該主任者に委託業務を監督させなければならない。

## 第11条（契約の解除）

甲は、乙が次の各号に該当した場合は、直ちに本契約を解除することができる。

- ① 乙が委託業務の履行について、甲の指示に従わなかった場合
- ② 乙の委託業務の履行が、著しく不相当であると明らかに認められる場合。

## 第12条（その他）

本書及び仕様書において定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙誠意をもって協議し、解決する。

## 第13条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関する訴訟については、青森地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意した。

以上の内容を証するため本書2通を作成し、甲乙記名・捺印の上、甲乙が各1通保有する。

令和 年 月 日

委託者（甲）

\_\_\_\_\_

受託者（乙） 〒030-0943 青森市幸畑字阿倍野 163-161

桜田建設株式会社